



電波政策2020懇談会 制度WG ご説明資料

2016年2月19日

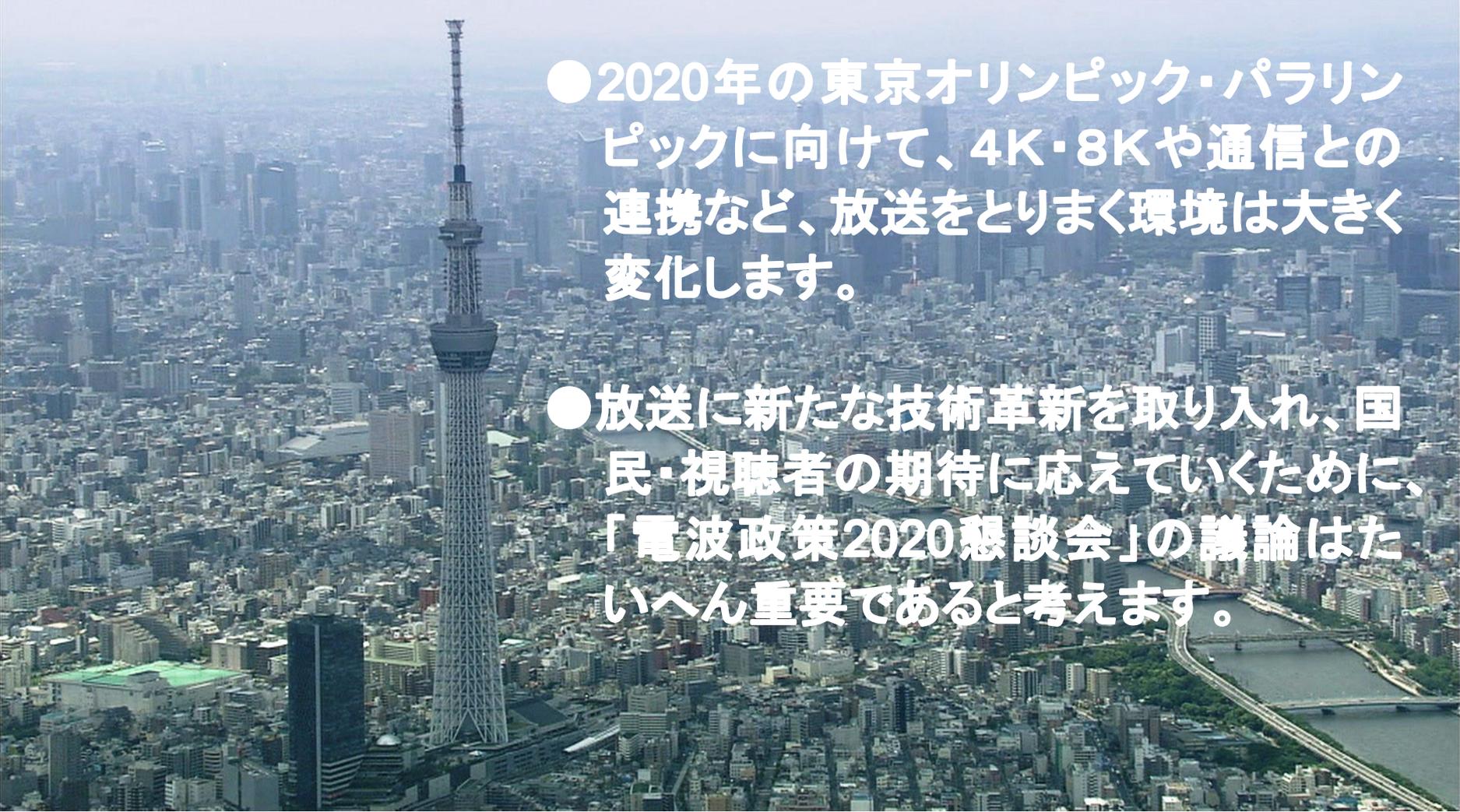
一般社団法人 日本民間放送連盟

本日のご説明

1. 2020年に向けた放送の取り組み
2. 放送の果たす公共的役割
3. 電波利用料に関する要望
4. まとめ

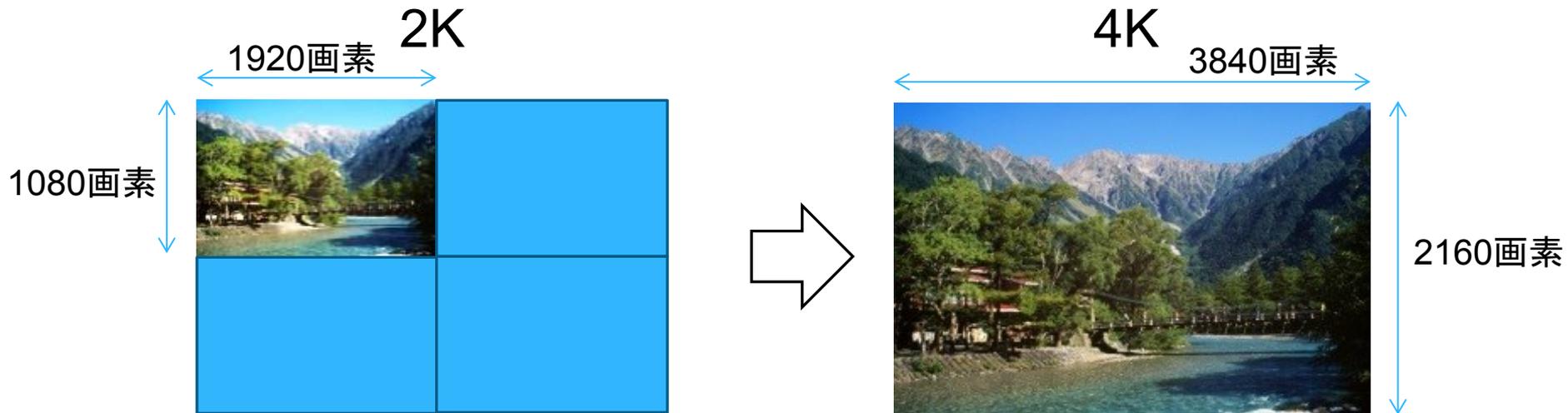
1. 2020年に向けた放送の取り組み(1)

～はじめに～

- 
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、4K・8Kや通信との連携など、放送をとりまく環境は大きく変化します。
 - 放送に新たな技術革新を取り入れ、国民・視聴者の期待に応えていくために、「電波政策2020懇談会」の議論はたいへん重要であると考えます。

1. 2020年に向けた放送の取り組み(2)

～来るべき4K・8K時代に向けた番組制作の充実～



- CSの4K試験放送「Channel 4K」への番組提供などを通して、民放テレビ各社は4K番組制作のノウハウを蓄積。来るべき4K・8K時代の準備を進めてきました。
 - BSの4K・8K放送は2016年に試験放送、2018年に実用放送が開始予定です。
 - 4K素材伝送の技術開発にも、並行して取り組んでいます。
 - 放送用途以外に、4Kを応用した映像制作の取り組みもあります。
- (例) 2013年秋、上野・東京国立博物館で開催された「特別展 京都 ～洛中洛外図と障壁画の美～」において、日本テレビが制作した「龍安寺・石庭の四季」を上映。



1. 2020年に向けた放送の取り組み(3)

～東京オリンピック・パラリンピックの成功に向けて～

- 開催国にふさわしい競技中継をおこない、大会を盛りあげるために、新技術を取り入れながら準備を進めてまいります。
- 東京の狭いエリアで多数の競技中継・番組制作が集中します。特にマラソン、ヨット、自転車など、長距離を移動する競技の中継は大規模であり、FPU(映像伝送)やワイヤレスマイク(音声伝送)などの無線局を多用します。
- 総務省の電波監理のもと、使用可能な周波数をしっかりと検討し、周到に準備する必要があります。

⇒ こうした趣旨は総務省「電波政策ビジョン懇談会」最終報告書(平成26年12月)に盛り込まれました。各競技会場の確定を受け、具体的な検討のフェーズへ。



2. 放送の果たす公共的役割(1)

～社会の基本インフラとしての基幹放送～

- 放送は割り当てられた周波数を使って、公共的役割を果たしています。
 - ・ 24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。
 - ・ 国民・視聴者の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発展に寄与しています。
 - ・ 非常災害時のライフラインとして、国民の安心安全や生命財産を守る役割を担っています。
※ 災害対策基本法で、民放事業者は指定地方公共機関に指定。
- 放送用および放送事業用に割り当てられた周波数は、放送法に定められた放送の責務を十全に果たすために必要不可欠です。

2. 放送の果たす公共的役割(2)

～迅速・確実な災害報道①～



茨城水害
(2015年9月)



2. 放送の果たす公共的役割(3)

～迅速・確実な災害報道②～



広島土砂災害
(2014年8月)



2. 放送の果たす公共的役割(4)

～迅速・確実な災害報道③～



御嶽山噴火(2014年9月)

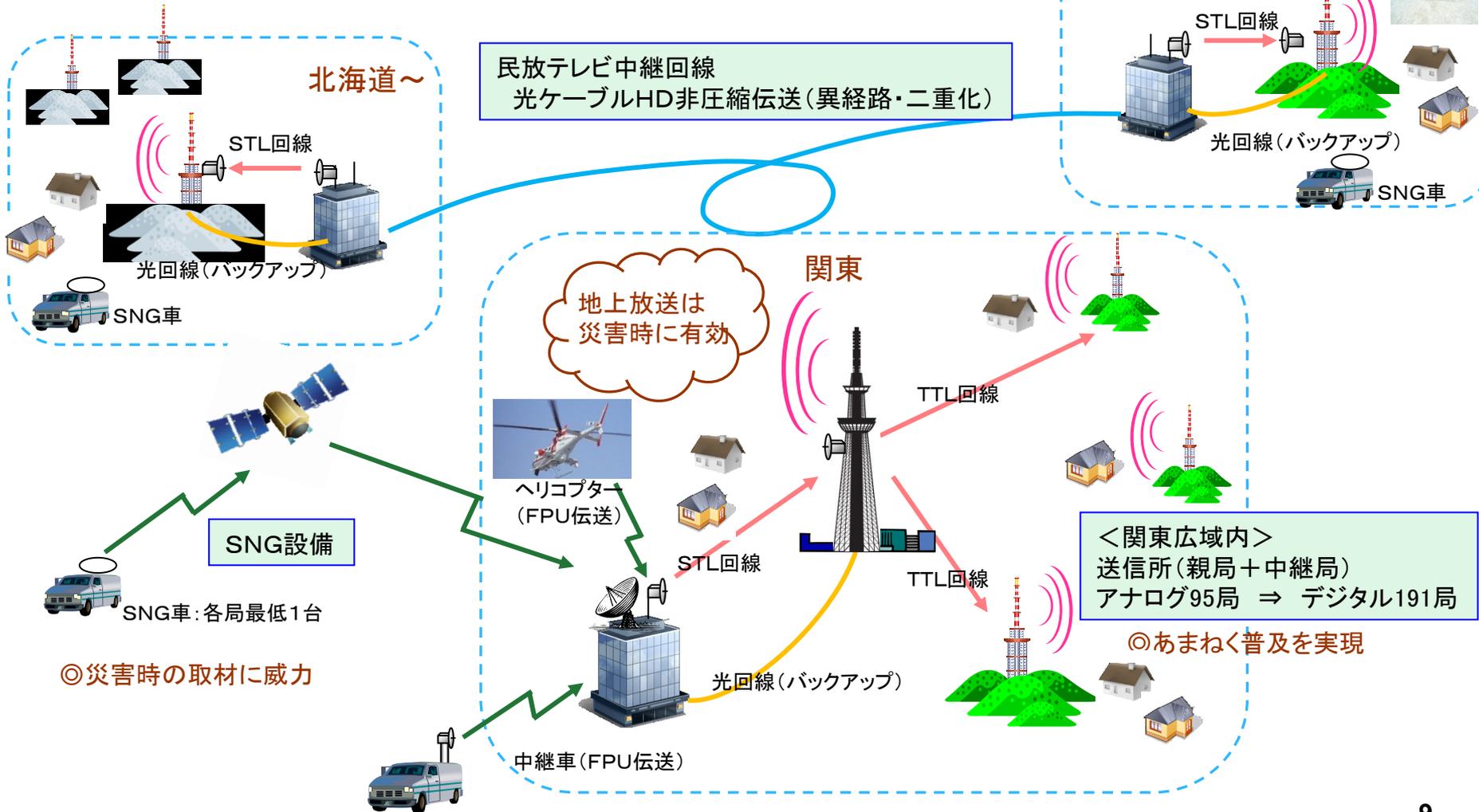


伊豆大島 台風被災(2013年10月)

2. 放送の果たす公共的役割(5)

～確実な放送実施体制の構築～

首都直下型地震、南海トラフ地震等への備え



2. 放送の果たす公共的役割(6)

～中波(AM)放送のFM補完中継局設置～

FM補完中継局(新設)による
ラジオ難聴対策、災害対策の実施



本社(演奏所)



既設の中波(AM)放送局



①都市型難聴対策
建築物・鉄筋コンクリート壁等
による電波の遮へいや、電気
雑音の影響による難聴発生地
域を、FM波で補完

②外国波混信対策
外国波到来による混信発生地
域を、FM波で補完

③地理的・地形的難聴対策
地形的遮へいや地理的原因
による受信障害が発生する地
域を、FM波で補完

④災害対策
津波等の大規模な自然災害
により中波放送局が大きな被
害を受け、放送継続が困難と
なる懸念のある地域を、FM波
で補完

3. 電波利用料に関する要望(1) ～放送に関する電波利用共益事務～

●「5G、4K・8K等日本が先行する最先端かつイノベーティブな技術の実用化の加速」について

- ・本年からBS(放送衛星)による4K・8K試験放送が始まります。
- ・将来の実用放送に向けて、電波有効利用や視聴者保護の観点で取り組むべき課題が多くあります。
- ・これを電波利用共益事務として加速することは、時宜に適ったものと考えます。

●放送に関する電波利用共益事務について

- ・地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が行われてきました。
- ・電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体、国民視聴者の利益にも適うものです。
- ・今後も適切に継続や拡充をしていただくようお願いします。

3. 電波利用料に関する要望(2)

～現行制度の枠組みは適切～

- 電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるといふ、現行制度の枠組みは適切です。
- 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。
- 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
- 電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえ、無線局免許人の負担をできる限り軽減していただくようお願いします。

3. 電波利用料に関する要望(3)

～放送にかかる特性係数の維持～

- 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。
 - ①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」
(放送法第108条:災害放送義務)
 - ②「国民への電波利用の普及に係る責務等」
(放送法第92条:あまねく努力義務)
- 平成25年の「電波利用料の見直しに関する検討会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実際上も変化はありません。
- 2つの特性係数(軽減率 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$)を、今後も維持していただくようお願いします。

3. 電波利用料に関する要望(4)

① 放送番組(ソフト)の責務を勘案した特性係数 ～国民の生命、財産の保護に著しく寄与～

●災害発生に際して、適時適切に災害放送を行い、国民の生命、財産の保護に尽力しています。(放送法第108条:災害放送義務)

- ・ 24時間・365日、取材と報道を継続。
- ・ 平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備を実施。
(例) 報道用のヘリコプター、FPU、SNGなど
- ・ 非常時に採算を度外視して報道を続ける放送局は、公共的役割を担う事業体。
- ・ 取材活動によって集めた膨大な災害情報の中から、刻々と変化する情勢に応じて、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送責任を負って無線の放送でリアルタイムに報道することは、放送局が果たすべき固有の公共的役割。
- ・ 災害発生時に通信事業者が果たす公共性や通信の重要性とは本質的に異なります。

⇒ ●災害放送を適時適切に実施するためには、各社の放送業務全体において、平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備が必要であり、経営上の負担が極めて重い。

●現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。

国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要と考えます。

3. 電波利用料に関する要望(5)

② 送出・送信施設(ハード)の責務を勘案した特性係数 ～国民への電波利用の普及に係る責務等～

●地上民放テレビ・ラジオ社はユニバーサルサービスに準ずる責務を負い、国民・視聴者の期待にしっかりと応えています。(放送法第92条:あまねく普及努力義務)

- ・ 2011年7月24日(被災3県は2012年3月31日)のアナログ放送終了計画を延期することなく、中継局ロードマップに沿って、全国の放送対象地域内に地デジ中継局(約1万2千局)をくまなく置局。
- ・ 地デジ化の設備投資は一過性のものではなく、放送の安全・信頼性を担保するため、定期的な設備更新やメンテナンス、昨今の異常気象や大規模災害を踏まえた設備増強などを継続して実施。
- ・ 民放ラジオ社は、中波放送の一部エリアで発生する難聴の解消や災害対策のため、FM補完中継局を新設。

- ⇒ ●放送番組をあまねく届けるために、地上民放テレビ127社は総額1兆440億円の地デジ化設備投資を行った。
- テレビ・ラジオともに、首都直下型地震や南海トラフ大地震への備えなどに取り組んでおり、設備投資の負担は依然として重い。
- 現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。
国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要と考えます。

4. まとめ

- 東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年、さらに将来に向けて、国民・視聴者に信頼され、期待される公共的役割をしっかりと果たしていきます。
- 4K・8Kをはじめ、電波の有効利用や放送の確実な実施を図るための電波利用共益事務を、適切に継続・拡充していただきたい。
- 次期電波利用料では、無線局免許人の負担をできる限り軽減していただきたい。
- 放送の社会的責務を勘案した2つの特性係数
(軽減率 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$) を、今後も維持していただきたい。

ご参考：民放連の提出意見(全文) (1)

検討課題 3 周波数需要増大への対応方策

- 放送は24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けることで、国民・視聴者の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与するとともに、非常災害時のライフラインとして、国民の安心安全や生命財産を守る役割を担っています。放送用および放送事業用に割り当てられた周波数は、放送法に定められた放送の責務を十全に果たすために必要不可欠のものです。
- 「電波政策ビジョン懇談会」最終報告書(平成26年12月策定)において、移動通信のトラフィック増への計画的対応のために、移動通信システム用の周波数を2700MHz程度確保するという意欲的な目標値を設定したことは有意義と考えますが、目標達成のためには、今後、既存無線システムとの周波数共用などの検討を、慎重かつ丁寧に行うべきと考えます。
- 放送に関して、同最終報告書には以下のとおり、①放送の周波数確保の必要性、②東京五輪の準備、③テレビホワイトスペースの日本固有の事情、などの提言がありますので、こうした提言の趣旨を十分に踏まえて、今後の検討を進めていただきたいと考えます。

<「電波政策ビジョン懇談会」最終報告書抜粋>

①「放送局」および「放送事業用無線局」の周波数確保の必要性に関する提言

地上テレビジョン放送、ラジオ放送、衛星放送などを通じた災害情報等の伝達は有用であり、非常時等を含め放送としての使命が達成されることが重要である。このように、災害時に迅速かつ的確に必要な情報を提供し、国民の安心安全、生命財産を守るための放送が継続できるように機能強化を図っている放送メディアの重要性に鑑み、放送業務に必要な周波数を引き続き確保する必要がある。

②東京五輪における電波利用の入念な準備に関する提言

2020年の東京オリンピック大会は競技数も多く、国際映像、各国権利者映像が制作され、競技によりUHDTV(4K・8K)が制作されることが予想される。マラソン、ヨット、自転車など長距離を移動する競技の中継は大規模となり、FPU(映像伝送)やワイヤレスマイク(音声伝送)などの無線局が多用される。また、競技中継・番組制作のために番組素材伝送のためのFPU/ラジオマイク等の放送事業用無線局の海外からの持込み、一時的な利用増大も予想されるため入念な準備の必要性が指摘されている。

③テレビホワイトスペースについて、日本固有の事情を踏まえて検討すべき旨の提言

我が国においては、米国等と比較して地上デジタルテレビジョン放送を直接受信している世帯の割合が高く、放送用周波数が高密度に利用されていることから、こうした条件の違いについて十分認識しつつ、周波数のひっ迫対策として有効であるTVホワイトスペースの利用促進に向け、地上デジタルテレビジョン放送の保護に関する研究を引き続き行うとともに、欧米におけるTVホワイトスペースのデータベースシステムのような仕組みの導入可能性について検証を行っていくことが望ましい。

(注)日本は米国に比べ、直接受信世帯の占める割合は約5倍、直接受信世帯数は2倍以上、送信局数は約1.4倍であるにもかかわらず、国土面積は約25分の1、割当周波数帯域は約7割に過ぎない。

ご参考：民放連の提出意見(全文) (2)

検討課題 6 平成29～31年度に必要となる電波利用共益事務の在り方

- 電波利用共益事務の検討案として例示された「5G、4K・8K等日本が先行する最先端かつイノベーティブな技術の実用化の加速」については、本年からBSによる4K・8K試験放送が開始される予定であり、将来の実用放送に向けて、電波有効利用や視聴者保護の観点で取り組むべき課題が山積していることから、時宜に適ったものと考えます。
- これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が行われてきました。こうした国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に裨益し、国民視聴者の利益にも適うものですので、今後も適切に継続や拡充をしていただきたいと思います。

検討課題 7 次期電波利用料額の見直しの考え方

- 電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用料を財源として、電波利用共益事務の範疇を超える施策を実施することは、無線局免許人の理解が得られないものと考えます。
- 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。電波利用料予算の歳出構造の変化を踏まえ、無線局免許人の負担をできる限り軽減していただくよう要望します。
- 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条：災害放送義務)、②「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条：あまねく努力義務)、の2点を勘案して規定されています。以下に詳しく述べるとおり、これは適切な措置ですので、2つの特性係数と現行の乗率を今後も維持していただくよう要望します。平成25年の「電波利用料の見直しに関する検討会」では、放送事業と携帯電話事業の比較などについて集中的に審議した結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論づけており、その後も放送が果たす社会的責務には制度上も実態上も変化はないものと考えます。

ご参考：民放連の提出意見（全文）（3）

検討課題 7 次期電波利用料額の見直しの考え方 （前ページより続く）

＜放送の電波利用料にかかる特性係数の意義＞

①「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」すなわちソフトの責務を勘案した特性係数について

基幹放送事業者は放送法上の責務に則り、災害発生に際して、適時適切に災害放送を行い、国民の生命、財産の保護に尽力しています。言論・報道機関としての責務を果たすため、1日24時間、1年365日、取材と報道を継続しています。また常日頃から非常時を想定した設備投資や体制整備を行っており、非常災害時の情報収集に備えて、ヘリコプターをはじめ、さまざまな番組素材伝送用の機材を準備しています。

非常時には採算を度外視して報道を続ける放送局は、NHK、民放の区別なく、いずれも公共的役割を担う特殊な事業体です。民放は広告収入で成り立っていますが、非常事態となれば、国民の生命、財産の保護を最優先に考え、長期間にわたってCMを休止して災害特番を編成して情報提供を続けてきました。

取材活動によって集めた膨大な災害情報の中から、刻々と変化する情勢に応じて、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送責任を負って無線の放送でリアルタイムに報道しています。これは放送局が果たすべき固有の公共的役割です。災害発生時に通信事業者が果たす公共性や、通信の重要性とは本質的に異なるものだと考えます。

現行の特性係数は、こうした責務の遂行を勘案して電波利用料を軽減する適切な措置であり、国民・視聴者の利益に合うものです。

②「国民への電波利用の普及」すなわちハードの責務を勘案した特性係数について

地上民放テレビ・ラジオ社はユニバーサルサービスに準ずる放送法上の責務に則り、国民・視聴者の期待にしっかりと応えています。非常災害時の放送継続も上述のとおり、しっかりと行っています。

地上民放テレビ127社は平成23年7月24日のアナログ放送終了計画を延期することなく、中継局ロードマップに沿って、全国に約1万2千局の地デジ中継局をくまなく置局しました。これは災害放送をはじめとする放送番組を国民視聴者にあまねく届けるためであり、総額1兆440億円の地デジ化設備投資を行いました。地方局では年間売り上げに匹敵する設備投資となり、経営上の負担は極めて重いものでした。

こうした設備投資は決して一過性のもではなく、放送の安全・信頼性を担保するため、定期的な設備更新やメンテナンス、昨今の異常気象や大規模災害を踏まえた設備増強などの重い負担を、各社はその後も背負い続けています。

また地上民放ラジオ社では、中波放送の一部エリアで発生する難聴の解消や災害対策のため、FM補完中継局の新設も始まっています。その多くが大規模な送信出力を要するものとなっており、経営環境の厳しいラジオ社にとって、極めて重い負担となっています。現行の特性係数は、こうした責務の遂行を勘案して電波利用料を軽減する適切な措置であり、国民・視聴者の利益に合うものです。

ご参考：民放連の提出意見（全文）（４）

検討課題 7 次期電波利用料額の見直しの考え方 （前ページより続く）

- 平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることには賛成できません。電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心を確保するための公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。
- 放送は、①国民に必要な情報を同時に輻輳なく伝達可能であり、「無線局全体のひっ迫対策」に貢献するものであること、②放送方式や受信機が長期間にわたり変更できないこと、③携帯電話と異なり、個別事業者専用の周波数割り当てでないことなど、無線システムのあり方が携帯電話などと大きく異なります。電波利用料制度の設計においては、こうした放送の特性にも配慮していただきたいと考えます。
- 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。また電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではないと考えます。